

第1章 推進計画策定の基本的な考え方

■策定の趣旨

第3期推進計画で掲げた施策等に継続して取り組むことを基本としつつ、食を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、食の安全安心の確保に関する施策をより一層推進するため、第4期推進計画を策定

■目指すべき姿・スローガン

条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心

■計画の基本的事項

<位置づけ>

食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

<計画期間> 令和5年度～令和9年度までの5年間

第2章 食の安全安心に関する現状と課題

■食を取り巻く環境や社会情勢の変化

- ①食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化
- ②ライフスタイルの変化
- ③スマートフォン・SNSの普及やデジタル化の加速
- ④食品ロス削減への関心の高まり
- ⑤外国人労働者や訪日外国人の増加

■第3期推進計画の取組状況

4つの施策の柱を設け、関係部局が連携して52の事業を実施。総合的には概ね計画どおり取組が行えたと評価できるが、コロナ禍の影響で一部計画どおり取組めなかった事業があった

■重点課題

法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

HACCPは導入がゴールではなくスタートであり、PDCAサイクルにより適切に運用されるよう、継続的な取組を支援していく必要がある。

社会情勢の変化を踏まえた情報の発信

食生活の変化や食品ロス削減の推進などの食に関する社会の動向を踏まえた食の安全情報の発信、オンラインツールや多言語に対応した情報の発信に積極的に取り組んでいく必要がある。

第4章 各施策の取組体制

- 施策の推進体制 ■国や地方自治体との連携 ■人材の育成

第5章 資料等

- 大阪府食の安全安心推進条例、用語説明など

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

■施策展開の方向性

- ・4つの施策の柱に、11の基本施策を掲げ、49の個別の取組事業を展開（うち13の取組事業（14項目）に数値目標を設定）
- ・重点課題に対応するための基本施策を重点施策として位置付け
- ・事業者の責務や府民の役割を、それぞれの取組ポイントとして記載

（府の取組事業…丸付き数字 府関連施設の取組…◎）

施策の柱	基本施策	個別の取組事業
柱1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 （生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行う）	(1) 監視指導	①農業の適正使用の推進 ②家畜の飼養衛生管理等の推進 ③養殖場等における魚類防疫の推進 ④大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ⑤と畜場・大規模食鳥処理場における食肉の安全確保の推進
	(2) 食品等の試験検査	⑥大阪府内産農産物の農薬使用状況等調査 ⑦家畜におけるO157等動物由来感染症の病原体保有状況調査 ⑧鳥インフルエンザのサーベイランス ⑨養殖魚の水産用医薬品に係る調査 ⑩貝毒対策の実施 ⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 ⑫農畜水産物の生産過程における法令遵守のための措置 ⑬無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査
	(3) 食品表示の適正化の推進	⑭食品表示関係法令に基づく適正表示の推進 ⑮健康食品関係施設への監視指導 ⑯米のDNA品種判別検査による表示内容の確認 ⑰食品表示制度の普及推進
柱2 健康被害の未然防止や拡大防止 （健康への悪影響を未然に防止するため情報の収集や試験研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため危機管理体制を確保する）	(1) 情報の収集及び調査研究	⑱食品に関する相談への適切な対応 ⑲食品監視指導のための調査研究の推進 ◎食の安全に関する研究の推進
	(2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	⑳食中毒調査実施体制の確保 ㉑災害発生時における食品衛生監視指導の実施 ㉒健康食品等による健康被害相談への適切な対応 ㉓貝毒発生時の体制の確保 ㉔特定家畜伝染病発生時の体制の確保 ㉕大阪府食の安全安心推進委員会の開催
	(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	㉖健康被害の拡大防止のための情報の公表
柱3 情報の提供の充実 （食品の安全安心に関する情報発信の推進、及びリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者間の相互理解の推進を図る）	重点 (1) 食の安全安心の情報発信の推進	㉗ホームページやメールマガジン等のオンラインツールによる情報発信【充実】 ㉘広報紙やリーフレット等の紙媒体による情報発信 ㉙外国人に対応した啓発媒体による情報発信【新規】 ㉚行政、企業等の主催するイベントやキャンペーンでの情報発信 ㉛自主回収（リコール）情報の提供 ㉜食に関する社会の動向を踏まえた情報の提供【新規】 ㉝食育の推進による食に関する理解の促進 ㉞学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施 ㉟消費者団体等の活動内容の発表 ◎食の安全に関する情報発信
	(2) リスクコミュニケーションの促進	㉞食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 ㉟大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集 ㊱府民ニーズの把握
柱4 事業者の自主的な取組の促進 （生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援する）	(1) 生産段階における支援	㊲大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催 ㊳家畜の飼養衛生管理等の普及推進 ㊴養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施 ㊵大阪工コ農産物認証制度の推進 ◎環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催 ◎農林水産業、畜産業、食品産業等に係る技術相談等の対応 ◎食品関連実験室の活用
	重点 (2) HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進	㊶HACCPに沿った衛生管理の取組支援 ㊷と畜場・大規模食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の取組支援 ㊸食品衛生に関する知識習得の支援 ㊹大阪版食の安全安心認証制度の推進 ㊺食品衛生指導員制度への支援
	(3) 顕彰の実施	㊻大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰 ㊼食品衛生関係優良施設等の表彰